

平成26年度 監査報告書

平成27年6月26日

文部科学大臣

下村博文 殿

国立大学法人琉球大学

監事 北原秋一



監事 城間 貞



一 監事の監査の方法及びその内容

平成26年度監事監査計画に基づき、学長、役員、内部監査部門、その他の職員（以下「役員等」という。）及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努め、役員会、教育研究評議会及び経営協議会等の重要な会議に出席するとともに、役員等から職務遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員等の職務遂行が通則法、個別法又は他の法令（以下「法令等」という。）に適合することを確保するための体制について、監事監査ヒヤリング等を通じて、役員等からその整備及び運用の状況について報告を受けた。さらに、当該事業年度に係わる財務諸表等を検証するにあたっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかをチェック・検討するとともに、随時、会計監査人との連絡・調整会議を設定するなど会計監査人からその職務の執行状況等について報告を受けている。

以上の方法に基づき、本大学法人の当該事業年度に係わる業務及び財務諸表等の監査を行った。

二 国立大学法人等の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

本大学法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的に実施されているものと認める。

三 国立大学法人等の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

本大学法人の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の遂行については、一部の事業場で労使協定が労働組合との交渉は平成26年8月5日に終了したものの、過半数代表者（前労働組合副会長）からの署名が得られず未締結となっており、労使関係の改善が喫緊に求められる。

四 国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

本大学法人の役員の職務の執行に関する不正行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

五 財務諸表等の監査結果

財務諸表、事業報告書（会計部分）及び決算報告書は、法令及び国立大学法人琉球大会計規則等の規定に準拠しており、法人の財政及び運営状況を正しく示しているものと認める。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月23日

国立大学法人 琉球大学

学 長 大 城 肇 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

香野 剛



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

城戸 昭博



指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

糸田野 和寿



<財務諸表監査>

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人琉球大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、第7期事業年度、第8期事業年度及び第11期事業年度の各事業年度に会計監査人に選定されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第9期事業年度及び第10期事業年度の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、国立大学法人琉球大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（第7期事業年度、第8期事業年度及び第11期事業年度の会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人琉球大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

この写しは原本と相違ないことを証明する。

平成27年06月26日

国立大学法人琉球大学
大城 肇

